

(被告らの主張)

推薦委員会は飽くまで推薦権を有しているにすぎないから、推薦委員会の任用手続が進められていれば、特任教員に任用される高度の蓋然性があるとはいえない。

- (4) 争点4 (被告井形及び被告池島が、原告の特任教員任用申請を妨害したとして、不法行為責任を負うか) について

(原告の主張)

ア 原告は、手続上、特任教員への任用を申請する権利を奪われ、精神的苦痛を被った。

イ 被告井形は、平成24年10月15日、原告の研究室を訪れ、「今後の授業の件については、カリキュラム委員会の議を経て教授会で決定されることになっています。カリキュラム委員会として全員の総意で、六つの項目で授業計画を認め難いということになりました」と述べ、カリキュラム委員会の反対を理由に推薦委員会に上程することを拒否し、特任教員の任用申請を辞退するよう要請してきた。

被告井形は、同月16日、原告にメールを送信し、カリキュラム委員会が原告の授業計画を認めないことが「授業計画書の不備」に該当するとの強引な解釈をした上で、「徳永学長は過去の事例においても、推薦委員会が書類上の「不備」がある候補者の受理はしておらず、当然、推薦委員会の開催も不可能である、との回答が出されました」と述べ、原告の特任教員の任用手続を進めていくことは不可能であると結論づけた。

特任教員の任用規定においても、授業計画をカリキュラム委員会が同意することなど要件とはされておらず、授業担当計画については、学部長が教務委員長及び対象者と協議の上、推薦委員会に提出するとの定めがあるにすぎない。ましてや、カリキュラム委員会が原告の授業計画を認めないことが「授業計画書」の不備に当たるといった解釈は到底なり